

# 簡易専用水道 設置者の皆様へ

## 法定検査 忘れていませんか？

### 【簡易専用水道とは(水道法)】

水道水のみを水源とし、受水槽の有効容量が10立方メートルを超える設備のことです。設置者には水道法に基づく**管理が義務**付けられています。

### 年1回 登録機関による検査(法定検査)

厚生労働大臣の登録機関による検査を**毎年1回以上定期**に受けなければなりません。

※検査を受けなかった場合、100万円以下の罰金に処される場合があります。

- 登録機関の検査員が訪問し、給水設備の管理状況や給水栓の水の検査、帳簿書類を確認し、適切な衛生管理について助言を行います(書類検査のみで、現場検査がない場合もあります)
- **検査料金は有料**です
- 検査に伴う断水はありません

#### 検査申込み先(札幌市内の登録機関)

日本衛生株式会社

電話 011-888-0122

一般財団法人さっぽろ水道サービス協会

電話 011-784-3600

### 年1回 水槽の清掃

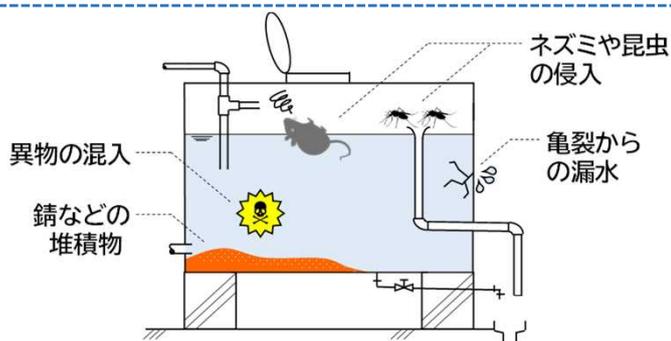
水槽の清掃を**毎年1回以上定期**に行わなければなりません。

### 適宜 点検等の実施

水槽の点検等、有害物や汚水等による水の汚染を防止するために必要な措置を講じなければなりません。



### ⚠️ 簡易専用水道の管理を怠ると、事故や健康被害につながる恐れも…



簡易専用水道は、水道法及び札幌市指導要領に基づき、適切に維持管理しましょう

札幌市 簡易専用水道

検索



札幌市HP

【問合せ先】札幌市保健所 生活環境課 ビル衛生係  
札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階 / 電話 011-622-5165

SAPPORO



さっぽろ市  
02-F06-20-1543  
R2-2-1034